

京都市告示第 97 号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 榊本頼兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
衣笠緯5号線	北区大北山原谷乾町45番地の1地先内	告示の日
醍醐経2号線	伏見区醍醐山ヶ鼻1番地地先から 同区醍醐内ヶ井戸20番地の1地先まで	〃
醍醐経5号線	伏見区醍醐連蔵20番地地先から 同町15番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)